

## 令和6年 北秋田市農業委員会 第11回総会

1. 開催日時 令和6年11月15日（金） 午後1時30分から

2. 開催場所 北秋田市役所本庁 3階大会議室

3. 出席委員（29名）

1番 櫻井 豊	2番 佐藤 稔	3番 宮腰 文義
4番 鈴木 豊	5番 佐藤 邦久	7番 長崎 成人
8番 堀部 聰	9番 多賀谷 テル子	11番 松岡 英敏
12番 伊藤 鶴一	13番 土田 紀子	14番 藤島 喜美男
15番 成田 博幸	16番 寺田 一徳	17番 武田 韶一
18番 武石 修一	19番 佐藤 茂延	22番 中嶋 力藏
23番 佐藤 利子	24番 松橋 利彦	25番 伊東 誠子
26番 出川 信久	27番 佐藤 政信	28番 小笠原 千春
29番 澤藤 匠	31番 野呂 義久	33番 佐藤 整
34番 金俊英	37番 長岐 一志	

4. 欠席委員（7名）

6番 中林 めぐみ	10番 長岐 正	20番 金田 悅子
21番 藤岡 智洋	30番 土濃塚 謙一郎	32番 若松 一幸
36番 佐藤 篤史		

5. 欠員（1名）

6. 議事日程

第 1	報告第23号	会務報告
第 2	報告第24号	専決処分の報告
第 3	議案第44号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 4	議案第45号	農地法第4条の規定による許可申請について
第 5	議案第46号	農地法第5条の規定による許可申請について
第 6	議案第47号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 出席した事務局職員

局長 成田 幸治 副主幹 簾内 拓也 主査 冨田 壽国

8. 議事録署名委員

2番 佐藤 稔 34番 金 俊英

9. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただいまより令和6年 北秋田市農業委員会第11回総会を開会いたします。</p> <p>始めに欠席の届出がありましたのでご報告いたします。6番 中林めぐみ 委員、10番 長岐 正 委員、20番 金田悦子 委員、21番 藤岡智洋 委員、30番 土濃塚謙一郎 委員、32番 若松一幸 委員、36番 佐藤篤史 委員の7名となっております。委員総数36名中、29名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。それでは、会長よりごあいさつと議事の進行をよろしくお願ひいたします。</p>
会長	会長あいさつ（省略）
議長	<p>それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p> <p>はじめに議事録署名委員であります。恒例により当職より指名することにご異議ございませんか。</p>
	（異議なしの声）
議長	<p>異議なしと認め当職より指名いたします。</p> <p>2番 佐藤 稔 委員、34番 金 俊英 委員にお願いします。</p> <p>それでは案件に入ります。報告第23号「会務報告」を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>事務局の成田です。以後着座にてご説明いたします。</p> <p>それでは、議案書の2ページをお開きください。</p> <p>報告第23号 令和6年10月分会務報告です。読み上げてご報告いたします。</p> <p>はじめに、10月7日、第10回総会に係る調査を市役所第2庁舎会議</p>

室にて実施しました。

9日、第2回県地域計画策定ブロック別情報交換会が市民ふれあいプラザコムコムにて開催され、簾内副主幹が出席しております。

11日、市役所本庁において東北管区行政評価局による登記情報提供サービスの導入にかかるヒアリングが行われ事務局長、疋田主査が対応しました。

15日、市役所本庁において第10回の総会を開催しました。

19日と20日、鷹巣体育館にて開催された北秋田市産業祭において移動農業委員会としてブース出展し、2日間に渡って農業委員会、農業者年金のPR活動を実施しました。なお、この2日間で農業者年金に関する相談1件の実績がありました。

23日、第103回常設審議委員会が秋田市にて開催され疋田主査が出席しました。

30日、県主催の地域計画策定に向けたWEB意見交換会が開催され簾内副主幹が参加しました。

報告は以上です。

議長

ただいま事務局より報告がなされました、これらは会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。

次に報告第24号「専決処分の報告」について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書3ページをお開きください。

報告第24号「令和6年10月分 専決処分の報告」です。

表の10月の列をご覧ください。

(2) 農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見が5件、(3) 非農地通知が2件、(5) 相続等による農地の権利取得の届出の受理が15件、(8) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理が5件、合計27件の処理を実施しました。めくって4ページからその内訳となります。

はじめに、(2) 農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見についてです。

(受付番号1番を朗読)

以下受付番号5番までの計8筆、23,210m<sup>2</sup>について、いずれも適当であるとの意見を回答しております。

つぎに(3) 非農地通知です。

(受付番号 1 番を朗読)

以下受付番号 2 番まで、合計 5 筆、面積 3,756 m<sup>2</sup>です。

つぎに 5 ページをお願いします。（5）相続等による農地の権利取得の届出の受理です。

(受付番号 1 番を朗読)

以下、10 ページの受付番号 15 番まで、合計 117 筆、面積 152,935 m<sup>2</sup>です。

つぎに（8）賃借・使用権の合意解約等の届出の受理です。

(受付番号 1 番を朗読)

以下、受付番号 5 番まで、合計 31 筆、面積 28,031 m<sup>2</sup>です。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

報告第 24 号について事務局から説明がありました。（3）非農地通知の案件に関して、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。34 番 金 俊英 委員からお願ひいたします。

34 番

34 番の金です。申請番号の 1 番と 2 番を報告させていただきます。

調査日は 11 月 7 日、調査員は 2 番の佐藤稔委員、3 番の宮腰委員、4 番の鈴木委員、と私、事務局から成田事務局長、簾内副主幹、疋田主査の計 7 名で、市役所第 2 庁舎会議室で衛星写真を使用した調査を行いました。

番号 1 番の七日市字漆原岱の農地は、旧竜森小学校敷地と、裏の川との間にあり、さらにのり面の下になっている農地でした。事前に事務局が確認しに行ったところ、申請地に行くための、のり面を下る道が細く急なため、農地に到達することが困難な状況でした。申請地は森林の様相を呈しており、農地として継続して耕作することは困難と判断しました。

番号 2 番の、阿仁打当字轟の農地は、打当温泉から安の滝に向かう方向に約 1.4 km ほど道をすすんだところで、道路に面している農地でした。阿仁打当字野倉岱の農地は、打当温泉から、くまくま園に向かう途中の道から山の中に入ったところにある農地でした。いずれの申請地も森林の様相を呈しており、農地として継続して耕作することは困難と判断しました。以上で報告を終わります。

議 長

金 委員、ありがとうございました。

報告第 24 号について、事務局及び現地調査をして頂いた委員からご

説明いただきました。それでは、質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質問等がないようですので、次に進みます。

次に、議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書12ページをお開きください。

議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和6年11月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志  
(受付番号1番を朗読)

以下、14ページの受付番号6番まで、合計34筆、面積84,533m<sup>2</sup>で、いずれも所有権移転案件となります。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

事務局の説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。4番の鈴木 豊 委員からお願ひいたします。

4番

4番の鈴木です。

申請番号の1番から6番を報告させていただきます。調査日と調査員は先程の報告と同様です。

まず、申請番号1番は資料の20ページから21ページになります。

上杉字金沢と下杉字上清水沢の申請地は、北秋田市民病院の十字路から、大野台工業団地に向かって300mほど進んで右手側に一団である農地でした。衛星写真と現地の写真で確認したところ、牧草が作付けされており、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。

次に、申請番号2番は資料の22ページから25ページになります。

米内沢字東川向の農地は、米内沢の三叉路にあるコンビニエンスストアから県道を合川方面に500mほど進んだ所の、基盤整備したほ場の

中には、本城字新本城の申請地は、本城集落に隣接した農地で、基盤整備した一団の中にありました。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。

次に、申請番号3番は資料の26ページから27ページになります。

阿仁萱草字水上口の農地は、内陸線の萱草駅から道路沿いに西側に200mほど進んだ所の、住宅の裏側にある小さな畠でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に管理されており、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。

次に、申請番号4番は資料の28ページから29ページになります。

新田目字屋布岱の農地は、新田目集落のほぼ中央にある橋のすぐ向かいの住宅裏側の、のり面の上にある畠でした。衛星写真と申請時の写真で確認したところ、申請地は適切に管理されており、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。

次に、申請番号5番は資料の30ページから31ページになります。

阿仁打当字下タ岱と、仙北渡道下モ、仙北渡道上ミの農地は、打当温泉から比立内方面に道なりに400mほどの場所で、道沿いにある農地でした。衛星写真と申請時の写真で確認したところ、申請地は適切に管理されていたほか、資材置き場だった農地も解消されていたため、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。

次に、申請番号6番は資料の32ページから33ページになります。

阿仁前田字上館下との農地は、阿仁前田の四季美館から南側に300mほどの場所にある農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は一定の管理がされており今後は譲受人による活用が見込ることから、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。以上で報告を終わります。

議長

鈴木 委員、ありがとうございました。

議案第44号について、事務局及び現地調査をして頂いた委員からご説明いただきました。それでは、質疑に入ります。議案第44号について何かご質問、ご意見等ございませんか。

5番

5番佐藤です。

申請番号3番の譲受人の申請事由が農業の開始となっていますがどのような方が。見れば農地を耕作していない人のようですが状況を教えて

ください。あと申請番号5番は阿仁打当の農地ですが、譲受人の住所が米内沢で、規模拡大とあるがどうやって通うのか。

事務局

事務局の疋田です。

3番の案件の譲受人は建設会社の社長の息子さんで同社の専務となっている方です。事業の中で山菜の栽培等畑を使うものがありますが、会社として農地を購入することができないため、それまで社長が個人的に購入した農地を会社で使うという形態をとっていたところですが、息子が役員として会社の経営に加わるようになったため、社長は自分の年齢や継承ということも考慮し、今後は息子の方に農地を取得してもらいたいという意向で今回の申請となったものです。譲受人もこれまで会社の経営で農業的なことを行ってきており、小規模な農地を取得しても十分耕作する能力があると認められることから判断されております。

5番の案件の譲受人は現在農業法人で耕作を行っており、担当している地域が阿仁の奥の方となっております。現在の所有農地も阿仁幸屋の方にあり、今回取得した農地に近い同じエリアであることから、この度規模の拡大ということで効率的な営農に向けて申請があつたものです。

5番

3番の案件の建設会社は法人として農地を持っているのですか。

事務局

農地所有適格法人の資格を持っておりませんので、会社として農地は所有しておりません。

議長

その他ご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第44号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第45号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

- 事務局 それでは議案書35ページをお開きください。  
議案第45号「農地法第4条の規定による許可申請について」  
農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。  
令和6年11月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志  
(受付番号1番を朗読)  
以下受付番号2番まで合計7筆、面積17,007m<sup>2</sup>です。なお、本議案の2案件は、いずれも常設審議委員会への諮問案件となります。以上ご審議の程よろしくお願ひします。
- 議長 事務局の説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。2番の佐藤 稔 委員からお願いいたします。
- 2番 2番の佐藤です。申請番号の1番と2番を報告させていただきます。調査日と調査員は、先程の報告と同様です。  
まず、申請番号1番は資料の36ページから39ページになります。上杉字上森沢の申請地は、北欧の杜と桃栄集落の間にある堤に隣接している農地でした。追認であり、申請地にはすでに農業用の倉庫がありました。衛星写真と直前に事務局で撮影した現地の写真で確認したところ、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。
- 次に、申請番号2番は資料の40ページから43ページになります。栄字上ミ田沢と桂岱の申請地は、田沢集落をすぎ、舗装のない道路を約1km～1.3kmほど道なりに進んだ所にある農地でした。衛星写真と直前に事務局で撮影した現地の写真で確認したところ、申請地の周囲はすべて山林に囲まれていて、植林によって農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。以上で報告を終わります。
- 議長 佐藤 委員、ありがとうございました。  
議案第45号について、事務局及び現地調査をして頂いた委員からご説明いただきました。それでは、質疑に入ります。議案第45号について何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。  
議案第45号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議長 異議なしと認め決定いたします。  
次に、議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書44ページをお開きください。  
議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請について」  
農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。  
令和6年11月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志  
(受付番号1番を朗読)  
案件は以上の1件で、こちらも常設審議委員会への諮問案件となります。ご審議の程よろしくお願いします。

議長 事務局の説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。3番の宮腰文義 委員からお願ひいたします。

3番 3番の宮腰です。申請番号の1番を報告させていただきます。調査日と調査員は、先程の報告と同様です。  
申請番号1番は資料の45ページから49ページになります。小森字上野の申請地は、国道沿いにあるコンビニエンスストアから、小森の集落にむかって500mほど進んだ道沿いにある農地でした。衛星写真と直前に事務局で撮影した現地の写真で確認したところ、申請地と隣接して資材置き場やソーラーパネルが設置されていました。住宅の建築によって、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。以上で報告を終わります。

議長 宮腰 委員、ありがとうございました。  
議案第46号について、事務局及び現地調査をして頂いた委員からご

説明いただきました。それでは、質疑に入ります。議案第49号について何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。  
議案第46号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。  
次に、議案第47号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書50ページをお開きください。  
議案第47号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」  
農業経営基盤強化促進法 附則 第5条の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。  
令和6年11月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志  
本案件は利用権設定案件です。  
(受付番号1番を朗読)  
案件は以上の1件で、本案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いします。

議長 議案第47号について事務局の説明が終わりました。それでは質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。  
議案第47号について原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

以上で、本日の提出議案の審議は、全て終了いたしました。  
これをもちまして、令和6年第11回定例総会を閉会します。